令和５年度　第１３回　茨木市障害者差別解消支援協議会

開 催 日 時	令和６年２月28日（水）午後２時00分～午後３時31分
開 催 場 所	茨木市福祉文化会館302号室
開 催 形 態	公開
議　　題	開会 １　門真市実施の事業者アンケートの結果について（報告事項） ２　改正障害者差別解消法の施行について ３　各機関における取組について 　(1) 茨木市医師会の取組について 　(2) 茨木市障害者地域自立支援協議会の取組について ４　その他（今後の予定、連絡事項など） 閉会
資　　料	会議次第 【資料１】門真市アンケート実施概要 【資料２－１】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律概要 【資料２－２】事業者への合理的配慮の義務化について 【資料２－３】障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針新旧対照表 【資料２－４】つなぐ窓口について 【資料３－１】茨木市医師会報（抜粋） 【資料３－２】ヘルプマークについて知ろう（リーフレット） 配席表

議　事　の　経　過	
発　言　者	発　言　の　要　旨
	開会
事務局	皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、茨木市障害者差別解消支援協議会にご出席いただきありがとうございます。 定刻となりましたので、第13回茨木市障害者差別解消支援協議会を開会させていただきます。 私は、本日の司会を務めさせていただきます障害福祉課の太田と申します。よろしくお願いいたします。 まず、今回より就任された委員のご紹介をさせていただきます。 茨木市障害者地域自立支援協議会当事者部会の榎本委員に代わりまして、令和５年10月25日付で就任されました小竹委員です。
委員	よろしくお願いします。
事務局	それでは、会議に入る前に、会議資料等の確認をさせていただきます。 まず、本日の会議資料として、事前にお送りしましたのが、会議次第、資料１、資料２－１から２－４、資料３－１及び３－２の８点です。 次に、お席に置かせていただいております配席表です。お持ちでなければ、係の者がお持ちしますので、挙手をお願いいたします。 それでは、本協議会規則第５条第１項の規定に基づき、ここからは会長に議事の進行をお願いいたします。
会長	よろしくお願いします。 それでは、協議会を始めていきたいと思います。 まず初めに、本日の委員の出席状況と傍聴者について、事務局から報告をお願いします。
事務局	本日は協議会委員１５人中１５人の出席をいただいております。半数以上の出席でありますので、本協議会規則第５条第３項により、会議は成立いたしております。

	また、傍聴の方はお一人いらっしゃいます。
会長	はい、ありがとうございます。 それでは議題に入ります前に、本日予定されている議題における個人情報の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	本日、個人情報を取り扱う議題は予定しておりません。 なお、会議録の作成のために録音させていただきますことをご了承ください。
会長	では、会議の公開、非公開について取扱いが決まりましたので、会議を始めていきたいと思います。 それでは、本日用意させていただいている議題は、その他を合わせて４つになります。 まず、第１の「門真市実施の事業者アンケートの結果について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	皆さん、こんにちは。障害福祉課の谷口と申します。座って説明させていただきます。 お手元の資料１をご覧ください。 １年前になりますが、令和５年の２月に開催をいたしました第11回の本協議会におきまして、大阪府の職員の方をお招きしましてご講義をいただきました中で、障害を理由とした差別の解消に向けた、府内他市における取組といたしまして、門真市の差別解消専門部会で実施されました、門真市内の事業者に対するアンケート調査についてご紹介をいただきました。その際、本協議会にご出席の委員から、そのアンケート調査の結果を共有してほしいというご意見を頂戴しましたことから、門真市障がい福祉課へ依頼をいたしまして、アンケート調査の概要とその結果をご提供いただきましたので、今回、皆様にご報告いたします。 資料の１ページ目ですが、門真市障がい福祉課で作成いただきましたアンケートの実施概要です。門真市で作成をいただきました資料に、本市事務局でルビを振る加工と、それから、いただいた資料には資料を作られた方のお名前が入っておりましたので、そのお名前を消す作業をこちらでしておりま

	す。 門真市においてアンケートを実施された目的といたしましては、１ページにありますように、大阪府の条例において、合理的配慮が義務化されていることを受け、門真市内では事業者の皆さんがどのように感じておられるかということを市のほうで把握し、庁内理解の啓発ですとか、門真市の福祉行政に反映をさせること、また、市内の事業者の方との関係を築くというようなことも目的として実施されたとお聞きしております。 アンケート調査の方法ですが、差別解消専門部会に参画をしている当事者団体と、それから部会事務局が一緒に市内の店舗を訪問され、このアンケートの趣旨を説明された上で、従業員の方に対し、回答を依頼されたということです。 資料を１枚めくっていただきまして、２ページと３ページ、こちらが実際に行われましたアンケートの調査用紙です。 市内の８つの事業所に回答を依頼され、24人の方から回答を得られたということです。 お手元の資料の４ページ目以降が、その調査結果をまとめたものとなっております。 資料に関するご説明は以上です。
会長	はい、ありがとうございます。 今の説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 なお、ご発言の際は挙手をお願いします。マイクをお持ちしますので、その後マイクをお持ちの上、発言のほうよろしくお願いします。 はい、どうぞ。
委員	このアンケート、結果を共有してほしいという声があったということで、他市の事例ですけども、資料にされたと思うんですけど、この共有に至った動機といいますか、要するにこういうところをみんなに知ってほしいっていうポイントというのがちょっとあったら教えてほしいんですけども。データはまた出てくると思うんですけど、お願いします。
事務局	ありがとうございます。今日この場で議題とさせていただいた経緯と、ご

	めんなさい、ご質問のもう１点はどういった内容でしたでしょうか。
委員	共有のポイントということですね。こういう資料とかを出してくるときに、やっぱりこういうのをみんなに知ってほしいっていうことを最初に言い出した人の考えっていうのがあると思うんです。はっきりとしたものじゃないと思うんですけど、それをちょっと教えてもらえれば、このデータといいますか、資料を見る上で見識を得やすいということですね。
事務局	失礼しました。ありがとうございます。 まず、経緯といたしましては、この場に今いらっしゃる委員の方、当時就任をされてない方もいらっしゃるんですけれども、昨年度、令和５年の２月に本協議会を実施しました際に、大阪府の職員の方に、障害者差別解消法の改正内容ですとか、差別解消のための協議会の役割ですとか、そういったことについてご講義をいただく機会がありました。その中で、大阪府内、茨木市以外でこのような取組をしていますよという事例として、門真市のほうでアンケートをなさったようですというふうにご紹介をいただきました。ただ、その際には、アンケートをしましたという段階でして、結果の取りまとめはまだなさっていませんでした。その当時のご出席の委員から、せっかくアンケートについて紹介をいただいたので、結果についてもこの会議の場で共有をしていただければというご発言がありましたので、１年経っておりますが、このたびご紹介をしたというところです。 また、本日、最後に、ちょっとご報告はしようとは思っていたところなんですが、本市におきましては、合理的配慮に関する助成金というのがすでに制度としてございますので、その効果検証という意味で、実は調査をしたいというふうに考えております。そういったところもございますことから、実際に門真市、茨木市外ではありますが、事業者の方がどういうことにお困りで、どんなことがあれば制度を使っていきたいかというようなことを、本市の取組に関する参考にできればということと、また本協議会の委員の皆さん、いろんな各機関からもご参加をいただいておりますので、何か取り組めることですとか、ご意見なんかもいただいて参考にしたいという思いから、今回議題とさせていただいた次第です。
会長	よろしいですか。

委員	ありがとうございました。
会長	茨木市でも調査をしていきたいという方針もありますので、もしアンケートの結果とか感想みたいなことも合わせて、具体的な議論はまた次回以降になると思いますが、今見られて感想等ありましたらご発言いただきたいと思いますが、どうですか。 委員、お願いします。
委員	このアンケート、情報共有をしてほしいという希望をあげたのは私です。事務局のほうから、誰が言った、という事はなかなか言えないと思うので僕の方から発言させてもらうんですけど、実際にどれぐらいの事業者が合理的配慮の提供について意識を持ってるかどうかということがすごく大事なことで、それを門真市さんが先行的にアンケートをされていたのがすごく興味があったんですね。 実際にアンケートをただ取るだけじゃなくて、やはり行政の方が何店舗か回って説明をしながら、これをヒアリングしていったということはすごく成果があるんだなと思ったし、合理的配慮助成金制度を実施したときに、茨木市の職員さんとＩＤＦとで店舗を回らせてもらったときには結構数字が伸びたんですよね。やっぱり、それは一つ一つ説明をしていった過程があって数字が伸びたんですけど、今ではちょっとなかなかコロナのこともありながら、回れてないっていうことがあって、できてない状況があると思うので、そのあたりを踏まえて、今回アンケートをされるっていうことなので、ぜひＩＤＦとしても、最初から条例については一緒に取組させてもらった背景があるので、ぜひご協力をさせていただきたいと思います。アンケートの内容としましては、来店して困ったことがあるとか、やはり課題はあるのかなと思うので、どういう対応をしていくかということまで考えていけたらなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。 以上です。
会長	はい、ありがとうございました。 アンケート調査、実施すればするほど、理解が得られたり、いろんな距離が縮まっていくということなんかも、実際のこれまでの経過なんかの中から

	お話しいただきながら、ぜひ一緒にやっていきたいというふうなご発言だったかと思いますし、結果で終わるんじゃなくて、そこからも施策をどう進めていくのかというふうなところに展開したいというご発言だったかと思います。 　ほか、何かどうでしょうか。私たちはとか、私はとか、うちのところはとかなど、あるいは質問、どうでしょうか。
委員	アンケートを拝見して、配慮ができているという回答のところもあれば、すごく悩んでいてどうしましょうという問いや、一緒に考えていきたいんだけど何かいい術はないだろうか、という意見を結構見るなと思っています。なので、先ほど、茨木でも調査しますっていうことで、こういった意見もあったという一つの例として、知ってもらうことや、こういうポイントを皆さん考えていて、何かいい策はないだろうかっていうことを考えていらっしゃるっていうこと自体も例として共有できたら、すごくいい意見が出てるかなというふうに感じました。感想なんですけれども述べさせていただきました。 　あと、コンビニエンスストアとか、大きな店舗、それぞれの店舗のサイズによって、でき得ることとか、個別対応で話し合いながら決めていかないといけないという個別性もこのアンケートからも垣間見れた感じがあるので、参考にできたらなと思いました。ありがとうございます。
会長	はい、ありがとうございます。 　ほか、いかがですか。質問でも全然構いませんけど、よろしいですか。 　ほかにご発言、ご質問がないようですが、これでアンケートの内容について議論する機会はなくなったというわけではありませんので、具体的にこういうふうに実施するっていうふうなときにまたご発言いただければと思いますので、次のほうの議題のほうに移りたいと思います。 　次は、「改正障害者差別解消法の施行について」に移りたいと思います。事務局から説明お願いします。
事務局	はい、次第２につきましてご説明をいたします。 　お手元の資料ですが、資料の２－１から２－４の４種類でございます。 　障害者差別解消法の改正に関しましては、先ほどもご説明をしましたよう

	に、昨年度の第11回の協議会において、大阪府の職員の方にご講義をいただいたところではございますが、改正後の施行日を、令和６年４月１日に控え、簡単ではございますが、改めまして、改正障害者差別解消法の内容につきましてご説明をさせていただきたいと思います。 まず、資料の２－１ですが、改正法の概要です。 平成28年に施行されました障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、法の施行後３年を経過したところで合理的配慮のあり方ですとか、この法律の施行状況について検討を加えることというふうに法律に規定されておりますことから、令和３年に改正法が公布されました。 改正の概要につきましては、お手元の資料２－１の真ん中あたり、大きく四角で囲んである概要という欄に記載をされておりますが、まず一つ目に、国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するため、適切に役割分担を行い、連携または協力する責務というのが追加されております。 次に二つ目に、大きな改正としまして、事業者による合理的配慮の提供、これについて、法律に規定されている現行の努力義務から義務へ改正をされたことです。 三つ目に、障害を理由とする差別の解消に向け、支援措置を強化するという改正が行われております。 次に、資料の２－２をご覧ください。 先ほど申し上げた改正内容のうち、事業者による合理的配慮の提供が法律でも義務化をされることに際しまして、内閣府が作成をいたしました周知のチラシです。皆様ご存じのとおり、本市におきましては、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例により、既に事業者による合理的配慮の提供というのが義務化されているところですが、このたびの法律による義務化を受けまして、改めて本市内においても周知を図るために、４月号の広報紙におきまして、条例だけではなく、法律においても、この事業者による合理的配慮の提供が義務化されるということを記事として掲載する予定にしております。 次に、資料の２－３ですが、少しボリュームの大きな資料なんですけれども、これは差別解消法に基づき、国で定めることとされております障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針というものなんですが、このたびの法律の改正によって、この基本方針に書くべき事項というのが追加され、基本方針も改定されましたことから、改正前と後の、新旧対照の形にな

	った資料をお配りしております。お手元の資料は右側に現行の方針が、左側に現行を変更した箇所が書かれております。 改正内容の主なものですが、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことに伴う文言の整理ですとか、障害を理由とする差別に関する紛争を防止、または解決するために相談に対応できる人材の確保や育成など、必要な体制を整備するということが国及び地方公共団体の責務とされたということの記載ですとか、不当な差別的取扱い、それから合理的配慮の不提供といった障害を理由とする差別につきまして、正当な理由がなく差別に該当すると考えられる具体的な事例、あるいは正当な理由があるので差別には該当しないと考えられる具体的な事例というのが追加されております。 最後に、資料の２－４ですが、これは法律の改正により、今申し上げましたように、障害を理由とする差別に関する相談に対応するための人材の確保ですとか育成というのが、国と地方公共団体の責務となることに先立ち、内閣府で設置をされた「つなぐ窓口」という事業のチラシです。この窓口は、例えば、障害があるので、お店に配慮やお願いをしたいけれども、どうしたらいいか分からないですとか、障害をお持ちの方への合理的配慮の提供、対応の仕方について、何をどうしたらいいか分からない、あるいは、どこに相談したらいいか分からないといった方々の相談を受ける窓口として設置をされておりまして、ここに相談をいただきますと、窓口のほうで自治体、あるいは国の各府省庁など適切な相談機関を調整の上、取次ぎをするという役割を持った機関でございます。 長くなりましたが、次第２の資料に関するご説明は以上です。
会長	はい、ありがとうございます。 今のご説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。あるいは分からないところとかですね。
委員	最後の「つなぐ窓口」ですね。資料の２－４になるんですけれども、この「つなぐ窓口」の想定来客者といいますか、想定相談者といいますか、どういう人たちを対象にする窓口になってるんでしょうか。教えていただきたいです。
事務局	ありがとうございます。

	資料の２－４というのが、今チラシを皆さんにお示ししていると思うんですが、障害を理由とする差別に関する相談窓口というところの真ん中、少し上の左側の絵が描いてあると思います。相談者というところで、実際に障害をお持ちの方ですとか、事業者の方ですね。 例えば、差別に関するものでしたら、これは障害を理由とする差別に該当するんじゃないかと思うけれども、どこに相談したらいいか分からないというような方、あるいは差別解消法に関する説明もできますというふうに、窓口の設置チラシには書かれております。あるいは、事業者の方が、お店に障害をお持ちの方が来店されるけれども、どんな対応ができるか、何をどうしたらいいか分からないというようなときにも、この窓口に相談をしましたら、自治体であるとか、あるいはその事業を所管する国の省庁ですとか、適切な相談窓口と調整の上、つなぎますというふうに説明をされている事業になります。
会長	いいですか。 はい、ほかありませんか。
委員	ちょっとその相談の窓口でつなぐっていうところで、もともと茨木市では条例ができているので、相談窓口というのはあると思うんですね。それを今後、やっぱりより深く、実際大阪府とか省庁ともに上げていくという作業かなとは思うんですけども、実際に窓口がどう機能していくかということを周知していってもらうということがすごく大事かなと思うので、この法令が変わったっていうところで、広報紙に載せてもらうとかいうことをしてもらいながら、また合理的配慮が事業所も義務になって、茨木市では条例でできてたけども、法律できちっとできたということなので、これをきっかけにもう一回、合理的配慮助成金の周知というのを再度してもらうことが大事かなと思ってて、その不当な差別の取扱いと合理的配慮不提供というのは、表裏一体のことで、切っても切り離せないというところがあって、そのあたりを周知していってもらうことがすごく大事かなと思うので、もしよかったらご検討いただけたらなと思います。 以上です。
事務局	ありがとうございます。

	この窓口自体は、名前のとおり「つなぐ窓口」ですので、最終的には一番近くの自治体である市のほうへつなぐケースが多いのではないかなということも推測しておりますし、今も委員からご指摘がありましたように、本市では既に条例も整備しております。まずは市民の皆さんにとって、あるいは事業者の方にとって、一番身近な自治体である本市の窓口をもっと周知していくということが重要になろうかと思いますので、現在は掲載ができていないんですけれども、広報紙ですとか、そういった媒体を使って、障害を理由とした差別の解消の相談窓口の周知を図りたいというふうには考えております。ありがとうございます。
会長	はい、ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。 事業者の立場としてはどうですか。何かご要望等ありますでしょうか。 はい、お願いします。
委員	事業者の立場から言いましたら、アンケートを取っていただくのは大賛成なんですが、そのアンケート、先ほども障害者の、当事者の方からいろいろご意見出てますけど、まずそこでもんでもらって、それから投げていただく。それも簡単な言葉で投げていただく。あまり複雑な回答を求められると回答率がかなり下がってしまうっていうこともあると思うので、そのあたりですかね。
会長	ありがとうございます。調査に向けて少しもんでもらって、簡単にしてもらったら回答率が上がるぞ、と。ぜひ回答率を上げて、何らかの対応策みたいなことをきちんとまた議論していこうという話だと思います。
委員	分かりやすいというところ、すごくやっぱり大事かなと思うんですね。まず、できてからすぐにアンケート取るのではなくて、一回、こういう場じゃなくてもいい、個別でもいいので、商店街さんの方にも一回確認してもらいながら、これやったらアンケートできるかな、どうかなっていうのを相談しながら作っていって、そしてアンケートを実施していったらどうかなとは思うんですけど、まあちょっと手間がかかるので、そのへんの期間、その計画の時間とかっていうのがあると思うんですけども、もし可能であればそういうこともしてみたらどうかなと思います。

	以上です。
会長	はい、ありがとうございます。大事なところですよね。丁寧にやり取りしながら、その作る過程においても距離を縮めていく、理解を深めていくというような、そういうプロセスを踏みながら調査をするというのもすごく大事な点かなと思います。 あと、どうでしょうか。
委員	「つなぐ窓口」のチラシ、拝見しまして、まだ去年の１０月からということなんですけど、試行的に来年の３月までで、あまり長い期間ではないのかなと思っていて、ここが始まってから具体的に茨木市さんの窓口へ相談が増えたとか、私もちょっとこのチラシ自身、初めてでちょっとありましてですね、こういったものがあったということをあまり周知はされていなくて、それほど茨木市さんの相談に直結するようなことがまだ起こってないのか、あるいは今後ここからの相談というのがある程度件数が増えることを見込んでいらっしゃるのか、また相談件数が増えて大変なこともあるかと思うので、そのあたり、現在までの実績と見通しといったあたりを教えていただけますでしょうか。
事務局	ありがとうございます。 この「つなぐ窓口」事業が始まって以降、本市に対しここから調整を行っていただいたという事例はまだございません。先ほどもちょっと申し上げたように、やはり知っていただかないことには利用もしていただけないと思いますので、まず皆さんにとって身近な、市にも窓口がございますということはもちろんなんですけれども、こういった点でも事業がされているということを、福祉分野に限らず、教育ですとか、それから商工分野ですとか、ほかの分野にも、法改正を機に、いろいろな事業の方からご相談をいただくということも見込まれますので、もう少し周知に関しては検討をしてまいりたいと思います。
会長	はい、ありがとうございました。設置の場所みたいなことだとか、箇所数とか、何かそういうことも今度、全体の数とか実績が出たところで、何かそういうことも、そういう論点も含めて、一度総括してみてもいいのかなと思

	ったりします。 　はい、あとありますか。「つなぐ窓口」、よろしいですか。 　はい、まだ本当はありそうですけれども、また思い出したら発言いただければと思います。 　そうしましたら、次に、第３の議題の「各機関における取組について」に入っていきます。 　前回の会議以降、各機関における障害を理由とする差別の解消に向けた取組について、事務局で把握しているものがいくつかあると聞いております。せっかくの機会ですから、それらの取組についてご紹介いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。 　まず、(1)ですね。茨木市医師会における取組についてご紹介のほうを願いたいと思います。よろしくお願いします。
事務局	資料の３－１をご覧ください。 　お手元の資料ですが、茨木市医師会にご協力をいただきまして、医師会の会報誌の１月号から抜粋したものをご提供いただいております。 　この記事なんですけれども、昨年の９月に、茨木市医師会から医師会の会報誌への寄稿のご依頼を頂戴しました。これは医師会の会員でいらっしゃる諸先生方に、障害を理由とした差別の解消に向けた茨木市の取組等についてご理解をいただく機会となるように、本協議会委員からご提案をいただいたものでございます。ご依頼を受けまして、お手元にあるように、医師会の会報誌１月号に、本市障害福祉課長の書いた原稿を掲載いただきました。 　また、資料の最後のページにありますとおり、会報の掲載に際しましては、委員からも、本市障害者差別解消支援協議会の委員として、原稿を執筆してくださいました。 　本協議会の委員を務めていただいていることがきっかけとなりまして、委員のご所属である医師会の方々に、本市の取組について広く知っていただける大変よい機会になったのではと考えております。 　お手元の資料、茨木市から提供した原稿について、内容を簡単にご紹介いたします。大きく４つのことについて記載をさせていただいております。 　１点目が「改正障害者差別解消法と事業者」についてということで、障害者差別や合理的配慮の定義、それから事業者が法的な義務に由来して受領すべきであるコストについてですとか、事業者、障害をお持ちの方の双方で建

	設的対話を行うことの重要性などについて述べております。 　それから２点目なんですが、29ページからで、「茨木市の取組」についてです。条例ですとか、この差別解消支援協議会での取組、あるいは合理的配慮の助成金など、本市の施策について紹介をさせていただいております。 　１ページめくっていただきまして、３点目が「茨木市の現状と医療機関」という項目です。障害者差別に関する相談状況の統計、それから令和５年度に本市で実施をいたしました保健福祉に係るアンケートの結果なども資料にお示ししながら、相談の傾向ですとか、障害をお持ちの方の困り事、あるいは医療機関に期待される役割などについて記載をしております。 　最後の４点目が、「医療機関における合理的配慮の充実」という項目で、これも国の医療機関のガイドラインですとか、大阪府が示している医療機関向けのツールなどを資料としてお示ししながら紹介をさせていただいております。 　ご説明は以上です。
会長	ありがとうございます。会報紙の中で、委員からも書かれてるということもありますので、この取組について、何か一言お願いできますでしょうか。
委員	最初に課長にお願いした経緯についてご説明します。 　協議会に参加しておりまして、差別に関する相談件数の中で医療機関というのが一定数含まれてることに、私自身ちょっと危機感を持っていまして、これまでどのように伝達してたかというと、医師会の医療機関は約２００あるんですけれども、地域で１０班まで分かれていて、班単位で活動しています。理事会からその班長に、こういう取り決めができましたっていうような伝達をしてるんですが、ちょっとコロナとかの関係で、班会議というのがなかなか開けなくて、どうも末梢まで伝達されてない。それが原因の一つかなと思いまして、会報紙に載せることを考えまして、課長にお願いした次第であります。 　医師会の会報紙っていうのは年に４回配布されてまして、全員が見るものです。これ、資料３－１の右上に「いつもお世話になっております」って書いてますけれども、これは「いつもお世話になっております」というコーナーがあるんです、会報誌の中に。例えば医師会が保健所さんですとか、そういう方の苦労話とかを寄稿していただく特集のページがあるんですね。そこ

	を使ってはどうかということでご提案させていただきました。そういう形でやっていただいて、詳細な資料を作っていただいて、ＱＲコードなんかを載せていただいたのも非常にありがたかったかなと、私はそのような感想を持ちました。 これで、ほぼ全員の目には絶対触れると思いますので、みんなの理解が深まることを私は期待してるんですけど、これにとどまらず、勉強会とかも、医師会、定期的にやっておりますので、そんな機会にまた誰か講師でご講演いただけたらなとは、そんなようなことも考えている次第です。 以上です。
会長	はい、ありがとうございます。 では続きまして、２番目のほうに入りますね。 茨木市の障害者地域自立支援協議会における取組についてご紹介をお願いします。 実際に取り組まれた委員、一言お願いできますでしょうか。
委員	ヘルプマークリーフレット作成にあたり、ヘルプマークがどれだけ知られているのか、持っている人の思いを知るために、令和４年度にアンケートを行いました。 対象者は当事者の方を対象に行いました。回答者には支援を行う方、保護者も含まれます。106の茨木市内の事業者、生活介護、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労移行支援自立訓練、生活訓練、就労定着支援の日中活動系サービス事業所の392名より回答をいただきました。その中でヘルプマークを知っている方は４割、知らない方が６割おられ、実際に使用している方は３割にも満たないことが分かりました。「特に困ることがない」や「障害を知られたくない」という理由を除き、当事者部会が着目したのが「どこでもらえるか分からなかった」「自分に当てはまるか分からなかった」という意見が多数あったことで、今後、当事者部会の取組として、ヘルプマークを正しく理解し、必要なときにもらえる、使える、周りに知ってもらうためのＰＲリーフレットの作成に取り組みました。 また、ヘルプマークを知ってもらう対象者を小学校低学年に絞り、分かりやすい版として、知ってもらうだけでなく、考えてもらう、保護者の方に子ども目線で伝達してもらう機能や役割を持たせました。

	１ページ目はヘルプマークについて知ろう。２ページ目、３ページ目はヘルプマークをつかう人のきもちを知ろう、４ページ目、自分たちができることを考えようという内容です。 昨年開催された「おにも見にクルアート展」で100部配布し、また相談支援事業者等、利用者にも配布しています。今後は、このリーフレットを用いて、茨木市内の小学校などをメインに地域交流、総合学習の授業で、障害者当事者が自身の体験とともに活用できればと思います。 以上です。
会長	はい、ありがとうございます。資料の３－２に、今のヘルプマークのことが載ってますのでご覧ください。 今、２つの取組について共有いただきました。ご意見やご質問等、またご自身や各所属において、何か取り組まれていることや、これは全体に広めていくべきだというふうなことも含めて、ご意見ありましたらお願いをしたいと思います。 併せて、あそこではこういうふうな取組をしてるとかっていうご紹介も含めてですね、意見交換やご意見をいただけると、さらにそれを広げていくっていうふうな一つの大事な場になるかなというふうにも思いますので、よろしくお願いします。
委員	この障害者地域自立支援協議会をやってる側です。 このヘルプマークリーフレットに関してなんですけども、このヘルプマークリーフレットとかヘルプマークをどうやって使っていったらいいかというのが、障害当事者部会で結構時間のかかった課題であったんですけども、その中でヘルプマークアンケートについては、それの集計とか、あるいはそれをどうしていくかみたいなね、どういう成果にしていくかみたいなことをたくさん議論しました。計画として、このヘルプマークですね、今資料として出ているものは、その議論の中で、小学生とかにも、小さいうちからそういうことを、例えばヘルプマークをつけている人は助けてあげないといけないよみたいな、そういうことを、いろいろ論点はあるけどもそれを最初の目標にしていけばいいんじゃないかというふうな流れで、いろいろ議論はあったんですけど、それを全部簡素化というか、削除する形で出しました。 私が、今日ここで言いたいのは、このヘルプマークリーフレットですね、

	これを作る前段階で、相当いろんな調査とか議論とかというのがありまして、アンケートの集計結果もありましたが、それがあまり共有されてないと思うんですね。というのも、今出てるのは一部なんですよ。このこどもむけ・わかりやすい版を作るために必要な部分に絞ったものであって、例えば、今日の資料にもあったような自由回答とかを列挙したりとかっていう、また別の資料があったんです。それが当事者部会では配られたこともありました。ですが、それがまだ共有されてないし出てないし、分からない方は問い合わせてくださいみたいな、こういう状況になってるんですね。そういうのがあるよっていうことを、一応知っておいてもらって、僕としてはそれを当事者部会委員と、ここにいる委員の皆さんに配りたいなというふうには思ってるんですけど。難しい議論と有益な自由回答や視点っていうのが、そのヘルプマークリーフレット調査資料の中にありますっていうことですね。それをちょっと理解していただければと思います。
会長	ありがとうございました。そしたら、それは報告するとかっていう形でいいですか。リーフレット配るだけだと、やっぱり伝わりにくいでしょう。
委員	すみません、ちょっと重要なことを言い忘れたんですけど、一応リーフレットを作成する際に、何で自立支援協議会の全体会に出さなかったかというと、スペースが足りなかったということらしいんですよ。なので、それを省いたと。その全体会に本当は上げることもできたんですけど、それは省いて、こどもむけ版というか、わかりやすい版を作るために、生のデータとか、あるいは最初に集計したやつじゃなくて、それを簡略化して加工した。アンケートって質問項目があるじゃないですか。その項目をいくつか省いたりとか、加工したものを全体会に出してるんですね。僕としたら、それは何て言うんでしょう、あんまりこの結果というかね、このヘルプマークリーフレットを作る上で役に立たなくても、ほかの人の役に立つ可能性あるから、全部出すべきだと僕は思ってたんですけど、あんまりそういう認識というか、考えが、部会のほうにはあんまりなくて、ちょっと情報が埋もれちゃってるっていうことなんですね。それが言いたいっていうことです。
事務局	ありがとうございます。このリーフレットを自立支援協議会の当事者部会で作られるにあたって、もう少しその詳細な資料であるとか、そういったも

	のがおありで、こちらの会議なりで共有をなさりたいというご意見というか、趣旨でよろしかったでしょうか。
委員	はい、それはそうですし、ちょっと私が今日までにちょっとご用意できなかったので申し訳なく思ってます。
事務局	ありがとうございます。このリーフレットを実際に作成されたのが、本市障害者地域自立支援協議会の部会のうちの一つである障害当事者部会ですので、この調査の結果ですとか、詳細な資料というのをどこまで共有できるかというのを、ちょっと検討をさせていただきまして、どういった形になるかも含めて、また改めてご報告だったり、共有をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。
委員	ひとまず、はい。
会長	はい。ぜひ、僕は前向きに、実態をきちんと把握する、あるいは報告する、あるいは認識する、理解する、議論するっていうふうなことが大事だと思ってるので、ヘルプマークに関する調査ですけど、それを通して見えてくる障害者の差別や困難さみたいなことをしっかりこの中で共有する必要があるんじゃないかなと思っています。今日出されたのはそれのエキスというか、どちらかというと、どうツールとして使うかみたいなことに焦点を当ててまとめたものだと思うので、それはそれで大事なことだと思いますけれども、実態として、そこにどういうものが現実として生まれてるのかみたいなことの認識は、ぜひ僕は知りたいなというか、それが、例えば先ほどの合理的配慮の事業者への義務化も含めて、アンケートを取って、門真市さんはそれだけじゃなくて、ヒアリングもして、それで実態をきちんと知った上でどう議論するかっていうふうなことと一緒だと思うので、だからぜひ当事者部会ですか、そこでそういう形で何か議論していただいて、市と調整をして報告をしていただけると、また意見交換がいろいろできるんじゃないかなというふうには思います。 ヘルプマークをどう使うのかということもあるだろうし、そうじゃなくて、もうちょっとその背景みたいなことの困難さにちゃんと目を向けられる市民にならないといけないかなというふうには思います。

委員	私はこれを目にする側なんですね。当事者ではないということで、目にする側なんですけれども、初めて見たときには、これは何だろうっていうふうに思ったんですね。公民館とかコミュニティセンターにヘルプマークご存じですかということでチラシを貼ったりする側なんですけれども、これを見せていただいたときに、見る側としてはすごくよく分かって、皆さんがヘルプマークをよく知るためにはこういうことだな、と私はよく分かったんですね。その見る側からすると、ちょっとずつ更新をしていただきたいというか、リーフレットとかを、もう貼ってくださいっていうふうにしてぽんともらってしまうと、それをいつまで貼っといたらいいのかとか、内容が変わってるだろうなと思います。もう少し、ちょっと知ったら、もう少し深く知ってもいいんじゃないかなっていうふうな、だんだん深く知っていくみたいに目にするほうが、何かそんなんもいいんじゃないかなって。今、だいぶヘルプマークを分かってはる人たちが増えてきたので、もう少しみんなが分かりやすくて簡単に、目にしても、そうだそうだ、こういう方がおられるからっていうふうに思えたらいいかなと思いました。 以上です。
会長	はい、ありがとうございます。内容を更新してほしいと。あるいはそうやって学校で子どもたちと話をしたら、こんな感想やったよみたいなことも含めた、よりヘルプマークを浸透させていくために、ヘルプマークを知ろうの第２弾か更新版をぜひ出してほしいというご要望でした。 はい、ほかどうでしょうか。
委員	医師会の会報の記事のお話があったんですけど、歯科医師会としては、先日ですね、２月の１０日ぐらいでしたかね。学術講演会を企画して、障害者歯科、もともと阪大の教授だった先生を招いて、行政も主体的に参加していただいて、講演会を開きました。その中でもおっしゃってたんですけど、歯科っていうのは障害のあるご家族が連れて行きにくいというか、かかりにくい診療科の第一位と言われてまして、結局歯科というのは痛いことをするし、口開いて長時間耐えなあかんしっていうのが当然大変なことで、特に理解の難しい方がそれをやらなあかんって理解する、っていうのがやっぱり一番難しいんですね。だから、ただ単に注射をちょっと打つとか、点滴を取る

	とかぐらいであればできる子でも、なかなかね、口開いて、ずっと口の中水だらけになってとか、これを耐えるっていうこと自体がやっぱり難しいんですよね。そういった、気楽にかかれる科でないからこそ、歯科は障害のある方に対する特別な障害者歯科という分野があるんですけど、茨木市でも助成金の話もありますが、助成金というのは非常にありがたいことで、いいんですけど、実際に僕らが仕事をする上でもそうですし、患者さん側もそうなんですけど、失礼な言い方かもしれないですけど、小手先のこのツールとかでできる人は逆にあんまり困ってないんですね。実際に困るのは何かというと、今日も僕、阪大の障害者歯科でちょっと１人患者さんを診てきた方のお母さんが９０歳の方で、息子さんが５４歳の方で、まず歯科にかかるのに、連れて来るのが大変なんですよ。連れて来れない。だから予約が取れないんですよね。ヘルパーさんがいないと連れて来れなくて、ヘルパーさんも男性の方しか無理っていうことになると、そうしたら男性のヘルパーさんの数が少ないんで、そこで連れて行ける日っていうのを合わせなあかん。だから、本当は例えば来週診たいのに、１か月先です、２か月先ですっていう、こういうことが大変なんです。これはもうここでの問題ではないんですけど、障害者福祉に関するそのマンパワーが絶対的に不足しているっていうことが一番の根っこにあるんやなということを思います。 　もう一つは、歯科医師会では、結局経営的なことを考えずに、知的や精神の疾患がある方に対して、時間をかけてゆっくり寄り添って治療をしたいというのは僕らの希望なわけです。時間に追われて、次の患者さん待ってる、でも慌ててやらなあかんなっていうことがないようにしたい。だけど普通、個人経営のところに任せたら、それはなかなか難しいんですね。ほとんどが１人のドクターでやってる診療所がほとんどですから、だからその中で時間制限の中でゆっくり寄り添ってということはできないというのが一番の問題で、そこで、ずっとここ１０年言い続けてるんですけど、二次医療機関は行政の側で作っていただいて、そこが教育機関みたいになって、そこに地区の先生が出てきて、障害のある方をちょっと見て、これぐらいのことやったらうちでもできるねっていうところで、近所でかかれる歯医者の裾野が広がるということをずっと目指してやってます。ちょっと議論から少し外れるんですけど、助成金やとか、それはありがたいのはありがたいんですけど、難しい、困難なところはそこじゃなくて、もっと根が深いというか、難しいところが実はあるんやなということで、そこをちょっと、茨木市としても、来

	年ぐらいに障害者歯科の二次医療機関的なものを開設していただけたらありがたいなと思っておりますので、ぜひそんなことでよろしくお願いいたします。
会長	はい、ありがとうございました。障害者歯科の現状、障害者歯科だけじゃ、きっとないんだと思うんですけど、いろんな施策が表面的なところの困難さに対する対応に追われていて、その一番の障害者歯科でいくと、かかるまでのこととか、あるいはかかるために必要な社会資源とのつなぎみたいなことなんかも含めて、すぐしたいけども、結局１か月先の予約になってしまう。だからそのご本人にとって必要なときに必要な治療がなかなか受けられないっていうふうな状態に今なっているというご発言でした。だからその地域の中の障害者歯科、障害者医療でもそうですけども、医療体制というか、そういうことの在り方みたいなことも含めて、少し議論をしたり、そういう二次医療機関みたいな形で整えていく、あるいはそういう方針を作っていくっていうふうなことが、市にとっても大事なことなのではないかというふうなことで、やるぞみたいな決意表明も含めた発言だったかと思いますが。 ほか、ありますでしょうか。
事務局	ご意見ありがとうございました。また、いつもありがとうございます。 非常に大きな視点でのご意見をいただいたというふうに思っております。医療体制、福祉体制、様々なところで、いろいろと皆様、市民の皆様、また事業者と皆様にご不便をおかけしていると思っております。 本当に今おっしゃいましたように、その医療体制、診療報酬の問題であるとか、あとはマンパワーの問題、様々な課題がある中で、実際今のご意見、そういった歯科の創設というようなことも言っていただきましたけれども、そういったところはもちろん将来的なことということで据えておかなければいけないとは思っておるんですが、まずは目の前のできることから一歩ずつというところでさせていただいているような次第ではございます。 ただ、この場でいただきましたご意見につきましては、しっかりと踏まえて、今後の参考にしていきたいというふうに考えておりますので、また今後ともよろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございます。

	ほか、ございませんか。どうぞ。
委員	今のお話を聞きながら、本当にどこで診てもらえるでしょうか、歯科を探してますという相談が日々入る昨今で、結構お世話になっております。ありがとうございます。 自分のペースでかかれる医療機関という裾野の広がりっていうのは本当に希望しております。 私のほうでは身近なところで、市民と地域の中でどのように皆さんが暮らしているかというのを知ってもらうような機会を大事にこつこつとやっている感じです。この自立支援協議会の当事者部会で作られたヘルプマークについて、市民さんが知っていらっしゃるかということも聞きたかったので、12月に各小学校区、中学校区で行われているセーフティネット会議でご紹介をさせていただきました。ヘルプマークについて、形状は見たことがあるけれども、どういうような役割で、どんな意図を持ってつけてるんだろうというのはあまりよく分からなかったとの声が多く、良い機会でした。学校の校長先生も来られてましたので、学校の教育の中で子どもたちも一緒にどのように接していくのがいいのか、一緒に学ぶ中で、どんなことができるだろうかっていうのを考える目標になっていったらいいなというご意見をいただいています。 それとあと、市民目線でいうと、このヘルプマークを見たときに声をかけてほしいか否かっていうのがよく分からなくて、もっと詳しく知りたい、皆さんがどんなような配慮を求めてるのかっていうのが、この資料などを通じて、もう少し深く知っていけたらということでご意見をいただいてます。なので、多分もっと深く知りたい方には更新されたいろんな情報が発信されるというのは非常にいいご意見かなと思っています。 それとあと、私のおりますセンターの近くの小学校で、当事者の方に来ていただいて、障害について知ろうという授業が行われていました。11月に開催されてたんですが、地域の福祉事業所とか、地域の市民さんにも来てくださいということで、参加させていただきました。一緒に交流するということだったり、まず障害を知っていくということ、クラスにいる子たちとどういうふうに過ごしていくかということを含めて、お話をされていました。その流れで、ヘルプマークについての話をしに当事者部会から行っていただいても、ウエルカムですという返事もいただいてますので、学校で子どもたちに

	知ってもらう機会が持てる、前向きな感触を得て帰ってきております。取組をご報告させていただきました。 　以上です。
会長	はい、ありがとうございます。ヘルプマークのことを学びながら、教育との連携も大事だなと思ったり、あるいは昨今の事件でいくと、いじめによる死亡事件とか、そういう人と人との関係の中で、そこに差別を作っていくようなことのないような教育のあり方の一つとして、ヘルプマークの紹介とか、当事者の方が語られるとかということはすごく大事なところなんだろうなと思ったりしています。何かこう何て言うか、自殺したいって言ってるのに、花丸つけて頑張れっていう、そういう教育にさせないというのも、その一方ではその位置を担うというか、そういうことのブレーキをかける力にもなるんだろうなというふうにも思ったりするので、教育との連携みたいなことは少し考えていく必要があるかなと思います。 　あとどうでしょうか。いろんなご意見出していただいたかと思うんですけど。 　はい、どうぞ。
委員	障害者歯科っていうことでお話しされたと思うんですけど、障害者歯科っていうのはどれぐらい、すごい重度な人たちが来るっていうところなんでしょうか。
委員	いろいろです。特にね、阪大の障害者歯科って、実は二次医療機関がないんで、一次医療機関でもできるような患者さんをそこで受け入れてしまってる現状があるんですね。だから本当は一次、二次、三次別に分けられるようなシステム作りが大事なんですけど、こだわりの強い人とかやったら、比較的簡単なクリーニングだけとかでも、そこじゃないと嫌って、一旦慣れてしまうと、そこ以外でかかりにくいっていう患者さんが多いんですね。だから非常に困難な人ばっかりが使ってるっていうわけではないんですけど、非常に難しい人が全身麻酔かけるっていうことで、手術まで一般的な治療をするっていうような形になってますね。 　そうするとね、もう一つは、ご家族の方も来られるんです。それは何でかというと、ご家族の方は付きっきりなんですよ。だから目を離せないんで、

	一緒に治療しに来はるんです。だから一般の歯科で治療できないんですね。その障害のある子を一緒に連れて行けないとか、そういった事情があって。だから一般の障害のある方のご家族も一緒に診たりしてます。家庭の事情でそういうふうに、その子だけ置いて行けないという事情があるんで、その子ってお子さんだけじゃなくてね、例えば認知症のお母さんと一緒に来はるとか、そういうこともあります。だからもともと先天的な障害だけではなくて、認知症もまた含めてです。
会長	はい、ありがとうございます。 あと、どうですか。
委員	何点かあるんですけど、まず医療機関とか、歯医者さんに通うときっていうのは、やっぱりすごく身近な近所で診療してもらえるかというところでは、知的障害の方とか精神障害の方とかもそうなんですけども、身体障害の方でも実際には車椅子で入れるかどうかとか、実際にどこまで理解してもらえるかとかいうのがあって、なかなかそこのハードルというのは今でも高いなというのはあるんですね。だからこそ、身近でやっぱり診療ができるほうが本来はいいし、なぜかと言うとやっぱり僕らは、例えば大阪大学に通うとかいうんやったら、朝から予約表持って、時間待って、お昼ぐらいに帰ってくるとかでということもあったりとかするので、やはり身近なところなら、やっぱりそこの両方いるかなと思ってて、身近な診療もすごく大事やし、やっぱりできないところっていうところは専門機関の、大阪大学とかそういうところでかなと思うので、両輪がすごく大事やし、僕らにとってもそうだし、ほかのお子さんにとっても、当事者の方を診てもらいながら家族が診てもらえるとか、そこの理解ももう少ししていく必要があるのではないかなというのは、僕、地域で住んでてそう思うかなと思います。 あともう一つ、当事者部会からのヘルプマークについては、やっぱりこの結果だけとか、こういう資料だけがありますっていうだけではなくて、どういう過程で作られたかとか、アンケートがどうやったかというのは、実は作ってきたプロセスっていうのは当事者の中にはすごく大事にしているところなんですね。そこでようやく理解してもらえるところというのは大きいのかなと思うので、ぜひここは事務局にはできるだけ資料を出していただくほうがいいし、また当事者の方にやはり積極的に学校へ行ったりとか、そのい

	ろんな機会に行って、説明をしてもらう。最初はうまく説明ができなかったとしても、やっぱり行くと行かないとでは違うし、健常者が喋るのと、当事者が喋るのとは全然違います。そのへんでいくと、やはりそういう積極的に取り組んでいただきたいなと思ってます。 ＩＤＦのほうでは取組をさせてもらってることが３つありまして、１つは高槻市が主催になってて、茨木市での条例制定の現状と課題というところで、２月13日に講演をさせていただいております。 それから、事業所に対しては、おにクルができまして、そこの指定管理に入っているサントリーパブリシティサービス株式会社というところの障害福祉部会の接遇、知的発達障害の方の接遇研修ということで、大人の方と子どものバージョンということで、ご家族にお話をしてもらったりとか、精神障害にかかる接遇、それから視覚障害にかかる接遇、聴覚障害にかかる接遇、車椅子にかかる接遇ということで、６つぐらいのカリキュラムでさせてもらってます。それぞれは当事者の方とか、当事者に関わっている家族とかにお話をしていただいて、一緒に取り組んでもらったサントリーパブリシティサービスではすごく評価が高かったかなという感じです。 あともう一つは、阪急バスさんですね。もともとその運転手さんの理解不足で、乗車のときに嫌な思いをされたりとかいうのが地元で結構あったので、継続して、もう十何年もやってるんですけども、阪急バスさんの営業所で接遇研修をさせてもらってます。これは車椅子で、電動車椅子、私みたいな電動車椅子に乗ってる方、手動車椅子に乗っている方、視覚障害の方にも来てもらって、それぞれバス４台ぐらいで接遇の、どういうふうな接遇の仕方がいいのかというのを、実際当事者の方に来てもらって、運転手さんが対応するという項目をさせてもらってます。このときは阪急バスの運転手さんが60名の参加で、あと地元のバスということで、近鉄バスさんと京阪バスさんにも参加していただいたと聞いてまして、結構これは大きな取組になってきてるかなというところです。これを１回でどうか、できるかいうたら、正直言ってできないです。それを継続して続けていくということがすごく大事だなと思ってます。 あともう１点抜けておりましたけども、社協さんと一緒に福祉体験学習をさせてもらってます。恐らく後で福祉の影響力ということについては社協さんから報告されるかなと思うので、僕のほうからこれぐらいにしときたいと思います。

	以上です。
会長	はい、ありがとうございました。そのバトンを受け取っていただいて。
委員	社会福祉協議会では、小・中学校ですね。主に小学校なんですけども、小学校３年生で総合の時間というのがあって、そこで福祉体験学習っていうのをしたいということで依頼を受けて、職員が行って、例えば車椅子体験ということをさせていただいたりとか、障害の方の気持ちを知ろうということで。 あとはですね、先ほどお話を振られましたけれども、当事者の方、視覚障害の方であったり、車椅子ユーザーの方であったり、そういう方と一緒に、そういう障害をお持ちの方の日頃の生活を知ったりとか、障害の方も地域で同じように暮らしているんだよというところを知ってもらうための授業というのもさせていただいております。やっぱり子どもは反応がすごく新鮮で個性的な質問を当事者の方にされたりとかですね、そこの学校の授業の中で障害の方と触れ合えるというところで、学校の先生方からもすごくよかったという声を聞いています。 先ほど、ヘルプマークっていうこともあったんですけども、小学校のうちからそういうことも知っておいたらいいことかなというふうに思いますので、またそういった機会、例えばこういうヘルプマークというのを、当事者部会の方と一緒にお話しさせていただいたりとか、そういう機会があってもいいのかなというふうに感じています。 以上です。
会長	はい、ありがとうございました。 今日、３番目の議題では、自立支援協議会と医師会の取組を報告していただきながら、ほかの機関でどういうふうな状況になってるかとか、自分のところはこういう取組をしてるぞということや、こういうことをもっと知りたいなというふうなことなんかのご意見を多様にいただけたのではないかと思っています。 最後の社協さんのもしっかり聞きたいなというふうなことで、次もしかしたらご指名が上がってくるんじゃないかと思いますので、子どもたちの声、どんな感覚で、どういうふうな認識で、どうなんだろう、どうしたらいいん

	だろうみたいなことなんかも含めて、ここでも考えられるといいかなと思っています。 　それでは、時間もだいぶ迫ってきてますので、最後に、その他の事項について、事務局から何かありますでしょうか。
事務局	本日は、皆様それぞれのお立場からの大変貴重なご意見ですとか、お取組をお話しいただき、また機関同士の提携の可能性などについても触れていただきまして、本当にありがとうございました。 　会議の終了予定時刻が迫っておりますが、数点ご連絡をさせていただきます。 　まず、本協議会の今後の予定でございますが、あっせんの申立てがございました場合には、部会、あるいは協議会を随時開催いたします。特になかった場合には、令和６年の１０月頃に次回の会議、協議会を開催したいと考えております。次回の会議の主な内容といたしましては、本年度各機関で実施をされました障害者差別の解消に向けた取組について、本市で行いました取組と合わせて、委員の皆様のお取組についても共有をさせていただければと考えております。 　また、先ほどご説明を差し上げました、改正障害者差別解消法の内容を踏まえまして、今後、本協議会におきましても、障害を理由とした差別への対応に係るノウハウですとか、合理的配慮、あるいは建設的な対話に向けたアイデアなんかも蓄積していけたらいいなというふうに考えておりますので、各機関で相談を受けられた事案ですとか、実際に対応をいただいたことなどにつきましても、可能な範囲でお伺いをできればと考えておりますので、またよろしくお願いいたします。 　次に、先ほど来議論をいただいております、本市の合理的配慮の提供にかかる助成金についてでございます。 　先ほど申し上げたように、改正障害者差別解消法におきまして、本市に既にございます助成金の制度、こちらがより効果的、かつ効率的なものになるように、これまでから実施をしておりますこの助成金の効果認証という観点で、調査を行いたいと考えております。 　まだ、実施の時期ですとか、方法のの詳細、そういった具体的なところは検討し切れていないところではあるんですけれども、対象者といたしましては、これまで本助成金の助成を受けられた事業者の方、累積でおおよそ５０

	ぐらいの事業者の方に申請を頂戴しているんですが、その助成を受けられた方、それから同じような業種、飲食ですとか、小売サービス業の事業者の方から多く申請いただいているんですが、同じ業種の事業者の方で、この助成金を受けたことがない事業者の方に対しても調査ができればと考えております。 　また、項目につきましては、合理的配慮について知っているかどうか、あるいは各店舗において障害をお持ちの方に対して、設備上の配慮、接客上の対応で何か配慮なさっていることがあるかどうかですとか、本市の条例、平成30年に施行されておりますが、それ以降、障害のある方の利用というのが数だったり、割合として増えているかどうか。あるいは市内における障害の理解、あるいはこの合理的配慮の提供が義務に変わることへの理解ですとか配慮、そういったことが進むためにはどういったことが必要かというようなことを、先ほども委員からご指摘があったと思うんですが、回答いただきやすいボリュームになるように、かつ結果の分析が行いやすい項目になるようにということを検討いたしまして、設定してまいりたいと考えておりました。 　法改正が本年の４月に控えておりますので、なるべく早い時期の実施をというふうに考えておったんですけれども、本日、委員の皆様からいろんなご意見をいただきましたので、委員の皆さんのご負担が大き過ぎない範囲でご意見をいただけたらというのをちょっと考えまして、なるべく法改正に遅れを取らないタイミングで実施をしていけたらなというふうに考えておりますので、またよろしくお願いいたします。 　すみません、最後に一つ、事務連絡なんですけれども、本日の会議録につきましては、事務局で作成をいたしましたあと、委員の皆様に発言の内容のご確認をいただきまして、市のホームページ等で公開をいたします。またご確認のほうをよろしくお願いいたします。 　事務局からは以上です。
会長	はい、ありがとうございます。事務局からあったように、あっせん事案があれば随時開催で、なければ今のところ１０月と。１０月か、だいぶさきですね、随分先だなと思ったりしますので、そういうことも含めてですね、あとみんなで議論する内容なんかもいろいろ今日の発言等を聞きながら、たくさんあると思いますので、事務局まで連絡なり、メールなりしていただけれ

	ばというふうに思っています。 　少し時間も過ぎましたので、このあたりで会議のほうは終了させていただきたいというふうに思います。 　ご発言しなかった方もいらっしゃるかと思うんですが、次回、ぜひどんどんご発言いただければと思っております。 　では、これをもちまして、会議を終わります。 　皆様、長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。 閉会 （以上）